

2019 年度 神戸女学院大学教職員組合 総務部長・経理部長との懇談会議事録

日時：2019 年 5 月 24 日（金）13:00～14:15

場所：総務部長室

出席者：井出総務部長、林経理部長

石川、西野、藤田、郡司・木村（書記）、小坂…大学教職員組合

欠席者：Fukushima、北川…大学教職員組合

※ 副委員長以下アルファベット順・敬称略

[報告]

- ・総会開催日程：6 月 28 日（金）

- ・要求書提出：7 月頃を予定

（大学組合）以前は秋頃に回答をもらうこともあった。話し合う時間を持つためにも全組合の要求が出揃うのを待たず回答してもらいたい。

（学院）他組合の要求を踏まえないと検討できないこともあるので出揃ってから回答してきたと思う。内容によっては個別に回答できるかもしれない。

[意見交換]

- ・経営側からの労働条件変更提起の時期について

（大学組合）組合側に議論する時間を与えない現在の状況では、経営側への教職員の不信感が募るため、できるだけ早めに提起していただきたい。

- ・有給休暇問題について

（大学組合）盛夏休業のうち 2 日を有給休暇に当てることによって休みの日数が減り不利益変更になるのではと心配している職員もいる。

（学院側）3 日から 5 日に増えた盛夏休業だが、節電や工事の目的のためには 5 日でも足りないため、前後の土日とプラス 2 日間を足した約 10 日間を学院閉鎖期間とすることとなった。夏季特別休暇（13 日）のうち 2 日を、学院閉鎖期間の最後の 2 日間にあてることをお願いしている。そのために自由に取れる夏季特別休暇は 11 日に減ったが、今回の提案ではその最後の 2 日に有給休暇を当てることで、夏季特別休暇が 11 日間から 13 日間に増えることとなる。また夏季特別休暇が取得できる期間も以前より長くなり取りやすくなっている。

(大学組合) 法令遵守はわかるが、有給休暇が取得しやすい労働環境づくりが大前提。

制度として有給休暇があっても、実際には取得が難しい現状についての問題意識を持っていただきたい。

厚労省がアニバーサリー休暇などいくつか例を挙げている。今回学院が提案されたのは一括して指定された日に有給休暇を当てる案だが、厚労省の例のように、個人の実情に即した個人別計画的付与の方法もある。

(学院側) 開講期間中は一斉の休暇取得が難しいと考えていた。半日休暇のニーズはありそう。休暇の取りやすい働き方や制度のあり方を検討していきたい。他大学なども見て、有給休暇が取りやすくなるよう検討していきたい。

・懲戒規定について

(大学組合) 処分を決定する委員会の構成について、理事会メンバーですべて決定してしまうことに対して不安の声が上がっている。また、懲戒規定案は関学のことを元に作成したと聞いたが、大学組合から関西大学の規程を提出しており、それをもとに学院側が検討しているという認識でよいか。

(学院側) 同様の認識である。現行の就業規則では手続きについて不明瞭であり常務委員会や理事会の裁量で決まってしまう状況である。プロセス（第三者委員会や調査委員会を設けて弁明の機会を与えるなど）を明記する必要性については合意が取れていると認識している。理事会ですべて決定するという件については、規程改訂後は、理事会での決定前に、大学のメンバーも入り調査委員会を設けるなど客観性を持たせることとなる。ただ論点を整理する必要はまだ残っていると認識している。

(大学組合) 年度末に提起されて議論の時間が与えられないとまた不信感が生まれる。納得して新规定が認められるようそのための時間がほしい。

・大学教員の労働時間管理について

(大学組合) 現在、組合側から中央大学の時間管理の仕方を学院側に示しており、回答待ちであるという認識でよいか。また、これまで教員はある程度各自の裁量によって時間管理を行ってきたが、昨年 12 月に提案された、職員と同じ打刻の方法であれば、各自の裁量が制限されるのではという不安があり、また実態にもそぐわない。ただ、何らかの労務管理は必要だろうから、大学組合としては中央大学の規定を案と考えている。今回の提案に対して教員側では、教員の労働を学院が管理しようとしていると受け止めが強かった。そもそも今回の提案は働き過ぎによる問題

が生じないよう安全に配慮することが行政から求められてのことだが、その真意が教員には十分伝わっていない。働きやすい職場を作ることは、教職員各自が本来の力を発揮しやすくすることで、全体の利益にもなる。組合と学院の交渉も大切だが、相互に納得できるよう、本音で話し合う時間や機会を増やしたい。

(学院側) 時間管理の記録がないと労基署はいつでも立ち入り可能。実際の指摘があるまでは現状維持、様子見の立場をとる大学も多くあるよう。

学院側も、この労働時間管理の問題については検討中という認識である。教員との間で誤解が生じていることについては、説明会などを通して真意を伝える努力をしていきたいと考えている。

・今後の話し合いについて

(学院・大学とも) 授業開講期間中は、ゆっくりと時間が取れないため、夏休み期間を利用して、あらかじめ日程調整を行った上で、経営側と組合側がじっくり話し合える場を設けることも検討できる。

以上